

1

(配点 : 80点)

以下の事実①を読み、設問 (1) および (2) の双方に答えなさい (なお、いずれの設問においても、約定利息や遅延利息については考えなくてよい。)。

事実① 2020年7月1日、Aは、知人Bから、生活費にあてるためとして借金を申し込まれ、200万円を、同年11月10日を弁済期とする約束でBに貸し付けた (以下、本件貸付と表記する。)。ところが、当時Bは、経営する会社が倒産し、弁済のための金銭を用意できなかったため、弁済期が到来しても、弁済をしないままであった。また、Aも、その事情を了解していたことから、取立てを行わないでいた。その後も、本件貸付に基づく貸金債務は、弁済されていない。

設問 (1) 前記の事実①につづいて、以下の事実②および③があったものとする。これを読み、その下の問に答えなさい。

事実② 2025年3月5日、Bは、前年に親から単独で相続した甲宝石を、代金200万円でAに売却する契約をした。その際、甲宝石は、即日BからAに引き渡され、かつ、AB間の売買契約のなかで、代金は後日の弁済期にAからBに支払う旨の合意がされた (なお、この弁済期の到来後もAは代金をBに支払っておらず、Bも、下記の2026年1月14日まで、その履行を請求していない。)。

事実③ 2025年11月14日、Bは、本件貸付に基づく貸金債務について、消滅時効がすでに完成していることに気づき、同日、これを援用する旨の意思表示をAに対して行った。

問

以上の事実①から③のもとで、2026年1月14日、Bは、Aに対して、甲宝石の代金の支払を請求した。これに対してAは、どのような反論をすることができるか。次の(a)と(b)の各場合にわけて、答えなさい。

(a) 事実②の二重下線部において、AとBが売買契約で合意した代金支払の弁済期が、2025年の10月1日だった場合

(b) 事実②の二重下線部において、AとBが売買契約で合意した代金支払の弁済期が、2025年の12月1日だった場合

設問 (2) 前記の事実①につづいて、以下の事実④があったものとする。これを読み、その下の問に答えなさい。なお、設問 (1) での事実②および③が生じた事案とは、別個の事案として考えること。

事実④ 2021年の5月17日に、AがBに本件貸付の返済を求めたところ、Bは「借金をした覚えはない」と述べて、返済を拒否した。このBの態度に激高したAは、その翌日に、腹いせとして、Bの自宅の壁や所有する自家用車に「どろぼう」などとペンキで大きく落書きをし、修復費用など300万円の損害をBに負わせた。Bは、Aによるこの加害行為を、その場で認識した。

問

以上の事実①および④のもとで、2021年6月1日に、Aは、本件貸付に基づく貸金(200万円)の弁済を、Bに改めて請求した。このAの請求に対して、Bは、どのような反論ができるか。

2

(配点 : 80点)

X (24歳大学院生、男性) は、同じ大学院の研究グループに所属し、以前より不仲であったA (24歳大学院生、男性) が、高価な原動機付自転車 (以下、「Aバイク」とする) を購入したことを知り、Aバイクに放火しようとした。Xは、Aが毎日Aバイクで大学に通い、授業中や研究中は大学構内の駐車場に停めていることと、Aが論文執筆のため大学の研究室に寝泊まりすることが多いことを知っていた。

2022年1月10日午後11時30分、XはAが研究室に泊まるつもりであることを確認した上で研究室を出て、駐車場に向かった。Xは駐車場でAバイクを発見し、事前に用意していたライターでAバイクに火をつけ、その場から立ち去った。火は高さ1メートルほどの炎を上げて勢いよく燃え、Aバイクから2メートルほどの距離に止められていたB所有の自動車 (以下、「B車」とする) と、その隣に止められていたC所有の原動機付自転車 (以下、「Cバイク」とする) に延焼する危険があった。駐車場は、Aのいる研究室の入っている建造物からは50メートル離れており、B車、Cバイクおよび建造物に延焼する前にたまたま駐車場近くにいた大学職員のDが消火したことにより火が消えた。その際、Dは何らの傷害を負わなかった。なお、Xは、周囲が暗かったため、B車、CバイクおよびDの存在をいずれも認識していなかった。

Xは帰宅しようと思い、大学の最寄り駅に向かっていたが、同日の午後11時50分頃、Xの携帯電話にXの先輩であるY (27歳大学院生、男性) から着信があった。Xが電話に出たところ、Yは「ちょっと協力してもらいたいことがあるんだ。協力してくれたら報酬として3万円やるよ。」と言った。

Yは次のような計画を立てていた。まず、①Yが学会で知り合った他大学の教授Eに弁護士を装って電話をかけ、「おたくの息子さんが電車で痴漢をしました。被害者はとても怒っていらっしゃいますが、200万円支払えば示談にしても良いそうです。」と言って200万円を支払わなければならないと誤信させた上、一人暮らしのX宅に現金の入った小包を郵送させ、②Xには詐欺の被害品であることを事前に知らせた上で小包の受け取りをさせ、後日小包をYに交付させるというものである。

Xは、犯罪に加担することには抵抗があったものの、Yには普段から論文を見てもらったり研究を手伝ってもらったりするなどの恩があることから、Yに協力する旨を伝えて電話を切った。

同年1月15日午前11時頃、Yは事前の計画通りEに電話をかけ、200万円を指定の場所に送るように言って電話を切った。電話の最中、Eは「うちには娘しかいないのに『息子が痴漢をした』というのは詐欺ではないか」と思ったので、電話を切った後に警察に相談し、警察からの指示のもと、現金の代わりに不要になった雑誌を入れた小包をX宅に郵送した。

同年1月16日午後1時頃、XはYから事前に報酬の3万円を受け取った上、小包の中身が現金ではないことを知らずに自宅で待機しており、午後2時頃に小包を受け取った。

X及びYの罪責を論ぜよ (ただし、特別法違反の点は除く)。

1

(配点 : 80点)

Xは、身体的性別は女性だが、性自認は男性であるとして、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」(以下では、「本法」という。)2条が定める「性同一性障害者」の診断を受けた者である。Xは、ホルモン治療などにより、声質、外性器の外観、体型などが男性のものに近似してきている。また、既に名の変更許可審判により男性名に変更している。そして、Xは、パートナーの女性Aと婚姻するため、本法3条1項にもとづき、自己の性別取扱いを変更する審判を求めた。

この審判にあたっては、本法3条1項に定める要件をすべて満たすことが必要とされている。それらの要件のうち、同条項4号(以下では、「本規定」という。)は、生殖能力の喪失について規定しているが、その立法目的は、当該審判を受けて性別の取扱いが変更されたものの、変更前の性別の生殖機能により子が生まれれば、親子関係等に関わる問題が生じ、社会に混乱を生じさせかねないこと、長きにわたって生物学的な性別に基づき男女の区別がされてきたなかで、急激にこれを変化させるのは避けるべきであることなどの配慮に基づくものといわれている。

そして、そこにいう生殖能力の喪失を端的に示すものとして一般におこなわれているのが、生殖腺を除去する性別適合手術(生殖腺除去手術)である。しかし、Xはこれまで、身体への著しい侵襲をとめない、かつ、不可逆的な性質をもつ上記手術に恐怖心があること、身体的特徴を基準に性別を判断する考え方には納得できないことなどを理由に、当該手術を受けてこなかった。このため、本法3条1項に定める要件については、4号のみ、満たせていない。

本法の施行から15年以上が経過し、これまで7000人を超える者が性別の取扱いの変更を認められ、さらに、近年は、学校や企業を始め社会の様々な分野において、性同一性障害者がその性自認に従った取扱いを受けることができるようにする取組が進められている。

また、本法の制定当時、性同一性障害者の法的な性別の取扱いの変更にあたって生殖能力喪失を要件にすることは、数多くの国々で見られた。しかしながら、2014年、世界保健機関等がこれを要件とすることに反対する旨の声明を発し、2017年、欧州人権裁判所がこれを要件とすることは欧州人権条約に違反する旨の判決をするなどして、現在では、その要件を不要とする国も増えている。

【設問】

上記事案に含まれる憲法上の問題について、そもそも本規定は憲法上の権利の制約にあたるかという点に留意しつつ論じなさい。必要に応じて、判例や、自己の見解と異なる見解に言及すること。

<参照条文> 「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」

(趣旨)

第一条 この法律は、性同一性障害者に関する法令上の性別の取扱いの特例について定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「性同一性障害者」とは、生物学的には性別が明らかであるにもかかわらず、心理的にはそれとは別の性別(以下「他の性別」という。)であるとの持続的な確信を持ち、かつ、自己を身体的及び社会的に他の性別に適合させようとする意思を有する者であって、そのことについてその診断を的

確に行うために必要な知識及び経験を有する二人以上の医師の一般に認められている医学的知見に基づき行う診断が一致しているものをいう。

（性別の取扱いの変更の審判）

第三条 家庭裁判所は、性同一性障害者であつて次の各号のいずれにも該当するものについて、その者の請求により、性別の取扱いの変更の審判をすることができる。

（略）

四 生殖腺がないこと又は生殖腺の機能を永続的に欠く状態にあること。

1

（配点：40点）

（1）以下の(a)～(d)について、正しければ○、誤っていれば×を付して、それぞれ3行以内でその理由を答えなさい。

- (a) A社（株式の譲渡には取締役会の承認を要する旨の定款の定めがある）の株主甲は、その保有株式全部を乙に譲渡したが、甲も乙もA社に対して譲渡等承認請求をしなかった。A社の代表取締役は、甲はもはや株主ではないと考えて、甲に株主総会招集通知を送せず、当日の総会において、甲の出席を認めなかった。この場合、A社（の代表取締役）が行った措置は適法である。
- (b) 株券発行会社において、株式の譲受人が会社に対して名義書換請求をする場合、株主名簿上の株主と共同で請求をしなくてはならない。
- (c) 募集事項の公示の欠缺があったとしても、新株発行無効事由には該当しない。
- (d) A株式会社は発行済株式総数1000株の非取締役会設置会社である。Bは、A社の普通株式1株（1議決権）を3か月前から引き続き保有している。Bは、株主総会の場において、会議の目的事項になっていない事項について、新たに会議の目的事項として追加するよう請求することができる。

（2）

甲株式会社（定款には設立費用の額が70万円と記載されている）の発起人乙は、「甲株式会社発起人乙」の名義で、

（ア）株主募集の広告のため、Aとの間で40万円を支出する契約、

（イ）設立事務所の賃借のため、Bとの間で60万円を支出する契約

を締結した。上記の事案について、下記①②の問いに答えなさい。

- ①契約が（ア）のみのとき、判例の立場によれば、甲社成立後、Aは広告料を誰に請求できるか。
- ②契約が（ア）（イ）の双方であるとき、甲社成立後、A・Bは誰にいくら請求できるか。

2

（配点：40点）

問 以下の問題文を読んで、〔設問〕に答えなさい。

Xは、その所有する土地（以下、本件土地という）をYに賃貸し、Yは本件土地上に建物（以下、本件建物という）を建築し自宅として居住していた。ところが、その後、YがXY間の賃貸借契約に反して本件建物を店舗として使用するようになり、近隣住民から苦情が絶えない状況となったため、Xは、賃貸借契約の解除に基づき、本件建物の収去と本件土地の明渡しを求める訴えを提起した（以下、本件訴訟）。

本件訴訟の第1審の和解期日において、概略「XはYに本件土地を3000万円で売り渡す。Yはその代金を3回に分けて1000万円ずつ支払う。代金完済と同時にXはYに本件土地の所有権移転登記手続をする」との和解が成立した（以下、本件和解という）。しかし、Yは本件和解で定められた初回の支払いをしなかった。

〔設問1〕この場合にXはどのような手段、手続をとることができるか。本件和解を維持したい場合と、本件和解を解除しようとする場合に分けて検討しなさい。

〔設問2〕上記の問とは異なり、本件訴訟の控訴審段階で本件和解と同内容の和解が裁判外で成立したため、Xは訴えを取り下げたとする。この場合に、Yが和解で定められた初回の支払いをしなかった場合、XはYに対して再度、本件建物収去本件土地明渡しの訴えを提起することができるか。

3

（配点：40点）

【設問1】および【設問2】の両方に答えなさい。なお、【設問1】と【設問2】は相互に独立した問題である。

【設問1】

以下の〔事例1〕を読んで、後記の（問1）に答えなさい。

〔事例1〕

1 検察官Pは、傷害の罪でXを起訴した。本件の起訴状における「公訴事実」の欄には、下記の記載がある。

「被告人は、……午後1時30分ころ、……所在の×××スタジアム2階観客席において、Vに対し、ステンレス製のパイプでその頭部を多数回殴打する暴行を加え、もって、同人に加療3ヶ月を要する頭蓋骨陥没骨折の傷害を負わせたものである。」

2 Pは、冒頭陳述において、観戦者による乱闘の際にXがその場に落ちていたパイプで激しく殴打したという事実を提示したのと同時に、「被告人の行為は、暴行の態様に鑑みれば、未必の殺意の存在も一概に否定できないほどの悪質なものである」という主張を行った。これに対して、被告人Xは、Vに暴行したことを認めただけで、もっぱら自身の足でVに蹴りつけただけであるという主張とともに、観客席にステンレス製のパイプが存在することなど考えられないという主張も展開して、殴打による傷害の事実を否認した。そして、PもXもそれぞれ、当初の主張を最後まで維持した。このため、証拠調べは、暴行の具体的な態様とならんで、Xが本件の現場でステンレス製のパイプを入手したのか否かという点に集中しておこなわれた。

3 結審した段階で、裁判所が確信をもって抱いた心証は、Xによる殴打がたまたま拾ったステンレス製のパイプで執拗にVの頭部を狙って殴り続けるという態様であって、ゆえに、XがVに対する未必の殺意を有していたというものであった。

（問1）

裁判所において、訴因の変更を経ているのに、みずからの心証に沿った殺人未遂の罪で有罪の判決を下すことは許されるのか。許否について、具体的事実を挙げて論じなさい。

【設問2】

以下の〔事例2〕を読んで、後記の（問2）に答えなさい。

〔事例2〕

1・2 <〔事例1〕の1・2と同じ>

3 結審した段階で、裁判所が確信をもって抱いた心証は、Xが観客席に落ちていたステンレス製のパイプを拾って殴打に用いたのではなく、Xが自宅から持参した水筒でVの頭部に多数回の殴打を加えたというものであった。

（問2）

裁判所において、訴因の変更を経ているのに、みずからの心証に沿った傷害の罪で有罪の判決を下すことは許されるのか。許否について、具体的事実を挙げて論じなさい。